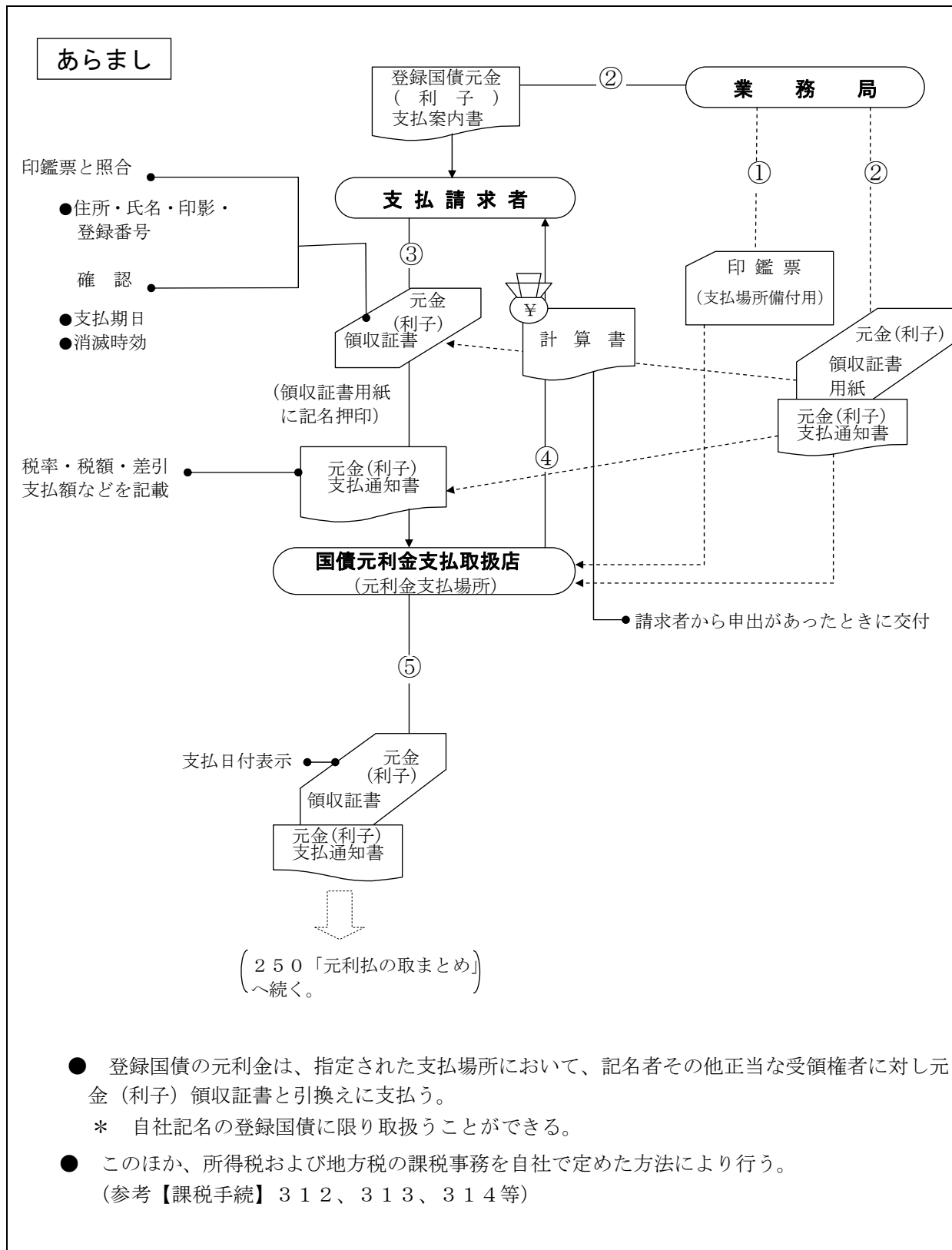


国債元利金支払取扱店における登録国債の元利金の支払事務は、自社記名の登録国債に限り取扱うことができる。



221 自店備付けの登録国債印鑑票の取扱

① 受 入

- 業務局から登録国債印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめ、自店備付けの印鑑票として受入れる。
 - 印鑑票の元利金支払場所欄に自店の店名が記載されているか
 - 登録国債印鑑票送付書に記載の枚数と一致しているか
- 送付された印鑑票の印鑑票受入日欄に受入日付を表示する。
- 登録国債印鑑票受領書に受領日付を表示し店印を押したうえ、速やかに業務局国債業務グループへ送付する。

印鑑票などの例示

<記名者の印鑑票の例示>

登録国債印鑑票 (支払場所備付用) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 登録 番号 <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> </div>		0	9	1	2	3	0	0	0
0	9	1	2	3	0	0	0		
住 所 (〒××××-××××) 東京都中央区日本橋本石町2丁目1-1 氏 名 ○○証券株式会社 代表取締役 甲野太郎	印 鑑 	(業務局受付日付) 6.4.1 (印鑑票受入日) 6.4.5 (不用組替日)							
元 利 金 支 払 場 所 ○○証券株式会社	コー ド								

(注) 1. 元利金の支払に際しては、登録国債元金(または利子)領収証書記載の登録番号と上記の登録番号を照合すること。
 2. 代理人の登録国債印鑑票があるものは、本印鑑票と同級しておくこと。

日本銀行業務局

●自店保管 (保管期間1年)

- ① 業務局備付分と契印されている。
- ② 登録番号が表示されている。
- ③ 業務局の受付日付が表示されている。
- ④ 業務局からの不用通知に基づき、用済分として整理するときに記載する。
- ⑤ 常任代理人に与えられている元利金の受領権限等が表示されている。

●表示方法

- ・ 一切の権限が与えられているとき……………各種請求・元利金受領
- ・ 元利金の受領権限だけ与えられているとき……………元利金受領
- ・ 利子の受領権限だけ与えられているとき……………利金受領


●表示されていない事項に関しては権利行使ができないので注意すること。

＜常任代理人など記名者以外の者の印鑑票の例示＞— 元利金の受領権限だけを与えられている
常任代理人の場合

書式No.131(B) <下部>

①

登録国債印鑑票 (支払場所備付用)

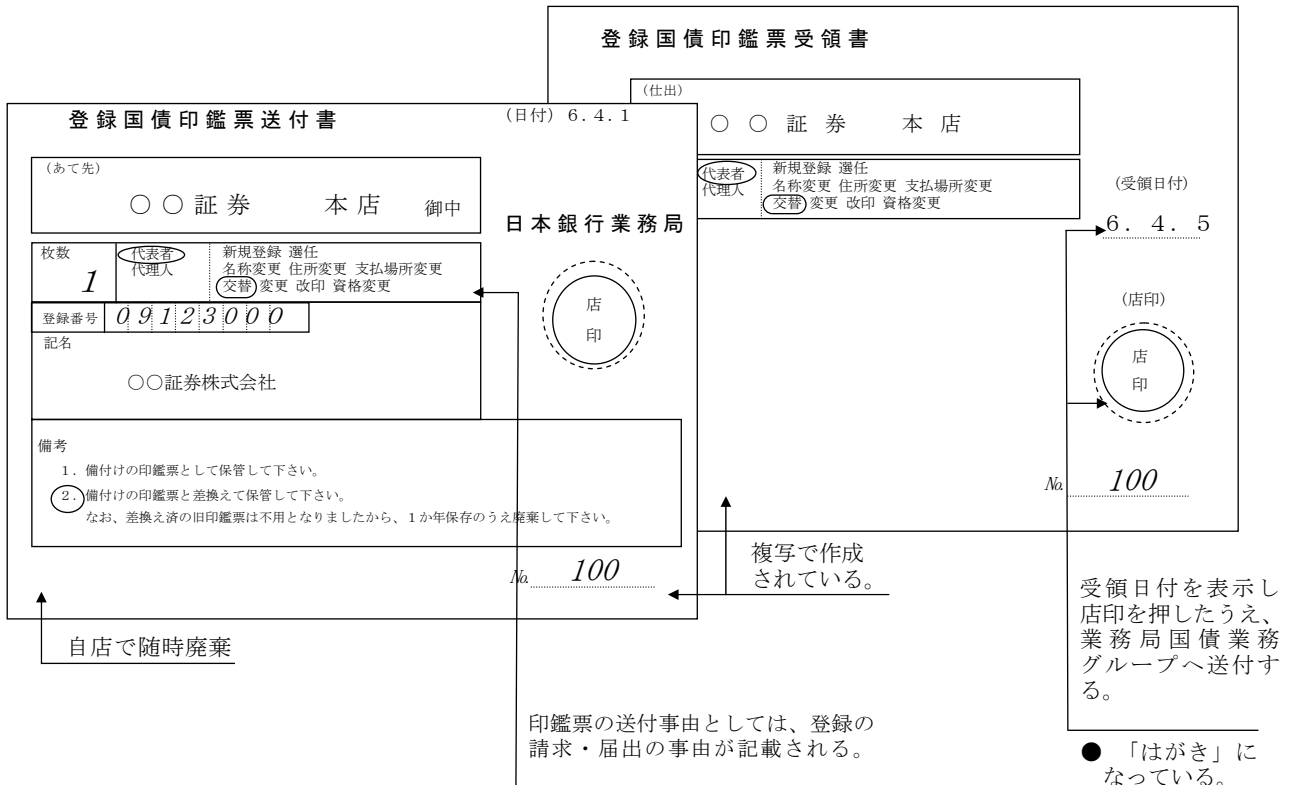
		コード	0	9	1	2	3	0	0	0	0	②	
い ず れ か を ○ で 囲 む	買権(転買権)者 担 保 権 者 総 代 人 常任代理人 親 権 者 後 見 人	住 所 (〒 ××× - ××××) 東京都中央区日本橋本石町2丁目1-1 氏 名 ○○証券株式会社 経理部長 乙野次郎	印 鑑 				(業務局受付日付) 6.4.1		(印鑑票受入日) 6.4.5		(不用組替日)		③
	業 務 局 記 載	(記名) ○○証券株式会社	(代理 権限) 元利金受領									④	

⑤

(注) 元利金の支払に際しては、登録国債元金(または利子)領収証書の登録番号欄記載のコードと上記のコードを照合すること。

日本銀行業務局

● 自店保管 (保管期間1年)



- | | |
|------------|---|
| ② 整理保管 | ○ 受入れた印鑑票は、ファイルするか袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。 |
| ③ 汚染き損・減紛失 | ○ 印鑑票を汚染き損し使用不能となったとき、または減紛失したときは、速やかに業務局国債業務グループへ連絡し、その指示により取扱う。 |
| ④ 払出 | <p>○ 業務局から印鑑票が不用となった旨の通知を受けたときは</p> <ul style="list-style-type: none">● 自店備付けの印鑑票から該当する印鑑票を抜き出し、不用組替日欄に不用通知の受付日付を表示する。● 現在枚数から払出し、用済分として前記②により整理保管中のものとは別に保管（保管期間1年）する。 <p style="margin-left: 40px;">* 印鑑票の不用通知は、次のようなときに行われる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 元利金の支払完了などにより、その記名者の登録国債がなくなったとき（除去）② 支払場所が他店に変更されたとき（除去）③ 改印、住所・氏名（名称）の変更、代表者の変更、常任代理人の変更などにより、印鑑票の差換えがあったとき（差換え） <p style="margin-left: 40px;">* 差換えにより新たに受入れた印鑑票は、前記①および②により取扱うこととなる。</p> |

不用通知の例示

(除去だけのとき)

(日付) 6.4.1

登録国債印鑑票不用通知

(あて先)
〇〇証券本店 御中 日本銀行業務局

貴店備付けの下記の印鑑票は不用となりましたから、
1か年保存のうえ廃棄して下さい。



登録番号	09123000		
記名	〇〇証券株式会社		枚数
			1
		事由	削除

受領日付を表示し
店印を押したうえ、
業務局国債業務グ
ループへ送付する。

● 「はがき」
になっている。

(差換えのとき)

登録国債印鑑票受領書

(仕出)

登録国債印鑑票送付書 (日付) 6.4.1

(あて先) 〇〇証券本店 御中 日本銀行業務局

枚数	1	代表者 代理人	新規登録 選任	名称変更 住所変更	支払場所変更
登録番号	09123000	(交替) 変更 改印 資格変更			
記名	〇〇証券株式会社				

備考

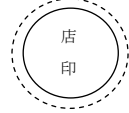
1. 備付けの印鑑票として保管して下さい。
2. 備付けの印鑑票と差換えて保管して下さい。
なお、差換え済の旧印鑑票は不用となりましたから、1か年保存のうえ廃棄して下さい。

№ 101

変更

(受領日付) 6.4.5

(店印)



№ 101

複写で作成されている。

印鑑票の送付事由としては、登録の請求・届出の事由が記載される。

自店で随時廃棄

登録国債印鑑票受領書

(仕出)

登録国債印鑑票送付書

(日付) 6.4.1

(あて先) 〇〇証券本店 御中

日本銀行業務局

枚数 1

代表者 代理人

新規登録 選任

名称変更 住所変更 支払場所変更

(交替) 変更 改印 資格変更

登録番号 09123000

記名 〇〇証券株式会社

備考

1. 備付けの印鑑票として保管して下さい。
2. 備付けの印鑑票と差換えて保管して下さい。
なお、差換え済の旧印鑑票は不用となりましたから、1か年保存のうえ廃棄して下さい。

№ 101

(受領日付)

6.4.5

(店印)

店印

№ 101

複写で作成
されている。

印鑑票の送付事由としては、登録の請求・届出の事由が記載される。

222 登録国債元金（または利子）支払通知書の取扱

① 受 入

- 業務局から、登録国債元金（または利子）支払通知書・登録国債元金（または利子）領収証書用紙の送付を受けたときは、次のことを確かめる。

* 利子額が「0円」（利付国変動15年の記号別の適用利率が0%の場合）の明細のみが印字された登録国債利子支払通知書・登録国債利子領収証書用紙は、支払場所には送付されない（ただし、登録国債利子支払案内書は登録記名者等へ送付される）。

* 利子額が「0円」の明細が印字された登録国債利子支払案内書を受領した登録記名者等から、利子額等についての照会を受けた場合には、適用利率は財務省ホームページに掲載されていること、利子支払は行われなことを伝える。

- 元金（利子）支払通知書の支払場所欄に自店の店名が記載されているか
- 登録国債元金利子支払通知書送付書に記載の枚数・金額と一致しているか
- 自店備付けの登録国債印鑑票に該当分があるか

支払通知書送付書
などの例示参照

- 登録国債元金利子支払通知書受領書に受領日付を表示し店印を押したうえ、これを速やかに統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債業務グループ）へ送付する。

* 登録国債の記名者または元利金の受領権者には、別途業務局から登録国債元金（または利子）支払案内書を送付しているので、上記の元金（利子）支払通知書の送付があった旨を国債元利金支払取扱店から記名者などに連絡する必要はない。

元金（利子）支払案内書
例 示 参 照

② 整 理 保 管

- 受入れた元金（利子）支払通知書（元金（利子）領収証書用紙を添付）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、後記223の元利払を行うときまで、適宜の方法により未払分の現在枚数を明らかにして保管する。

* 未払分の元金（利子）領収証書用紙は、元金（利子）支払通知書と合わせて保管する。

③ 汚染き損・滅紛失

○ 未払分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、速やかに業務局国債業務グループに連絡し、その指示により取扱う。

④ 廃棄

○ 未払分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙のうち、元利金の消滅時効期間が満了したものは、速やかに未払分の現在枚数から払出し自店で廃棄する。

⇒ 1 4 3 参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

* 元利払手続きが終了した支払済の元金（利子）支払通知書は、現在枚数から払出し、未払分とは区別して用済分として保管（保管期間5年）することとなる。

⇒ 2 2 3 ⑤参照・支払済元金（利子）領収証書への支払表示など

元金（利子）支払通知書送付書などの例示

- 元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙は、合わせて業務局から送付されてくる。

登録国債利子領収証書 (通知書日付 4-6-9)

登録国債利子支払通知書 日付 4-6-9

登録国債元金領収証書 (通知書日付 4-6-9)

登録国債元金支払通知書 日付 4-6-9

登録国債元金利子支払通知書受領書

支払期日	4-6-20	統轄店	日本銀行本店	あて	受領印
------	--------	-----	--------	----	-----

元 金		利 子	
枚 数	金 額	枚 数	金 額
6	662,550,000 円	4	1,961,196,477 円

受領日 4.6.13

店
印

*** 支払通知書到着後速やかに統轄店あてお送り下さい。 ***

店 名	〇〇証券本店
-----	--------

(統轄店以外分) 1/1ページ

登録国債元金利子支払通知書送付書

業務局

送 付 先	〇〇証券本店	支払期日	4-6-20
取扱店区分	国債元利金支払取扱店	統轄店	日本銀行本店

店 名	元 金		利 子	
	枚数	金額(A)	枚数	金額(B)
〇〇証券本店	6	662,550,000 円	4	1,961,196,477 円
合計	6	662,550,000 円	4	1,961,196,477 円

領収証書番号	元 金		利 子	
	自	至	自	至
	110220620000308	110220620000313	200220620000835	200220620000838

自店で随時廃棄 ↑

「受入日付」を表示し、店印を押して統轄店へ送付する。

元金（利子）支払案内書の例示

〔元金るとき〕

登録国債元金支払案内書

あて先

〒××××-×××× 東京都中央区 日本橋本石町 2丁目1-1	償還期日 4-6-20	
〇〇証券 株式会社 殿	支払場所 〇〇証券 本店	
	記名 〇〇証券 株式会社	

日付 4-6-9
日本銀行業務局

この元金は、償還期日以後、支払場所に備付けの領収証書用紙に記名、なつ印（お届け印）のうえ、お受取り下さい。ただし、あらかじめ元金振込の依頼をされている場合は、支払場所においてご指定の預金口座へ振込みますので、上記手続きは必要ありません。
なお、記載内容等についてのお問い合わせは、支払場所または日本銀行業務局あてお願いします。

国債名称	記号	登録番号	元金額
利付国庫債券(20年)	第56回	09123000	円 *27,500,000

〔利子るとき〕

登録国債利子支払案内書

〇〇証券 日付 4-6-9
日本銀行業務局

あて先

〒××××-×××× 東京都中央区 日本橋本石町 2丁目1-1	支払期日 4-6-20	登録番号 09123000	支払場所 本店
------------------------------------	-------------	---------------	---------

〇〇証券 株式会社 殿

記名
〇〇証券 株式会社

この利子は、支払期日以後、支払場所に備付けの領収証書用紙に記名、なつ印（お届け印）のうえ、お受取り下さい。ただし、あらかじめ利子振込の依頼をされている場合は、支払場所においてご指定の預金口座へ振込みますので、上記手続きは必要ありません。
なお、記載内容等についてのお問い合わせは、支払場所または日本銀行業務局あてお願いします。

国債名称・記号	年利率	利子額	登録現在額	税区分	所得税率	地方税率
利付国庫債券(20年) 第56回	2.00 %	275,000 円	27,500 千円	22	15.315 %	5.00 %
合計		*275,000	27,500			

223 元利金の支払

事務手順	取扱要領
① 受 付	<p>○ 元利金の支払請求を受けたときは、自店備付けの登録国債印鑑票・未払分の登録国債元金（または利子）支払通知書から、その記名者分を抜き出し、次のことを確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 元利金の支払期日が到来しているか なお、支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日から支払う。 ⇒ 銀行休業日・143②参照● 元利金の消滅時効が完成していないか 消滅時効期間は 元金 10年 利子 5年 ⇒ 143②参照・消滅時効期間の計算方法 222④参照・消滅時効完成分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙の廃棄 <p>○ 請求者に登録国債元金（または利子）領収証書用紙を交付し、領収年月日・請求者の住所・氏名を記載、届出印を押して提出させる。</p> <div data-bbox="1152 1146 1401 1227" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><p>元金（利子）領収証書記載例参照</p></div> <ul style="list-style-type: none">● 記名者が法人または法人に準ずる団体のときは、その名称のほか代表者などの資格・氏名が記載もれとならないよう注意する。 * 業務局から記名者に送付した登録国債元金（または利子）支払案内書は単なる通知なので、元利金の支払請求に際し提出させる必要はない。 ⇒ 登録国債元金（利子）支払案内書・222参照● 利子の場合であって、同一請求者の利子領収証書が2葉以上にわたるときは、各葉ごとに領収欄の記載・押印をさせ、それぞれ独立した利子領収証書として取扱う。

② 登録国債元金
(利子) 領収
証書の点検

○ 提出された元金(利子)領収証書について、次のことを確かめる。

● 領収欄に記載・押印されている住所・氏名(名称)・印影および登録番号欄に印字されている番号が自店備付けの印鑑票と一致しているか

特に常任代理人からの請求のときは、印鑑票の「代理権限」欄に表示されている「与えられている権限」であるか

* 収入印紙のちょう付

次のときを除き、元金(利子)領収証書1枚ごとに印紙(200円)をちょう付し、消印することとなっている。

- ・ 元金(利子)領収証書1枚当りの金額が5万円未満のとき
- ・ その元利金が営業に関しないものとき
- ・ 記名者が印紙税法別表第2の非課税法人に該当するとき

③ 元利金の税区分の確認など

○ 記名者の税区分に従い必要な手続きをする。

* 税区分の判断においては、利子支払通知書の税区分欄に印字されている課税区分コード(課税区分コードの説明・【課税手続】250)を適宜参考にすることができる。

○ 利子支払通知書に差引支払額が印字されていないものは、税率・税額・差引支払額・資金請求額(利子額合計と同額となる。)を記載する。

この場合

- ・ 税額は、登録1口座ごと(記入1行ごと)の利子額に税率を乗じて算出する。(税額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。)
- ・ 登録口座が複数にわたるときは、登録1口座ごとに算出した税額を集計して、所得税額合計・地方税額合計および差引支払額合計の各欄へ記載する。

元金(利子)支払
通知書記載例参照

④ 支 払

○ 次の金額を支払う。

- 元金るとき 元金領収証書の元金額欄に記載の金額
- 利子るとき
 - ・ 所得税および地方税の徴収を要しないものは、利子領収証書の利子額合計欄に記載の金額
 - ・ 所得税および地方税の徴収を要するものは、利子領収証書の利子額合計欄に記載の金額から所得税相当額（支払期日が平成25年1月1日以後である利子ときは、復興特別所得税相当額を含む。以下223において同じ。）および地方税相当額を差引いた後の金額
 - ・ 所得税は徴収するが地方税の徴収を要しないものは、利子領収証書の利子額合計欄に記載の金額から所得税相当額を差引いた後の金額

○ 請求者から支払の内訳を求められたときは、支払の内訳を記載した適宜の計算書を作成（店名を表示し店印を押す。）し、請求者に交付する。

* 計算書は、元金（利子）支払通知書をコピーし、これに店名を表示して店印を押したもの、または自社で定めたものを交付することとしてよい。

⑤ 支払済領収証書への支払表示など

- 支払済の元金（利子）領収証書の支払済印欄に支払日付を表示する。
- 支払済の元金（利子）支払通知書は、未払分の現在枚数から払出し、支払済印欄に支払日付を表示したうえ、用済分として保管（保管期間5年）する。

以後の取扱は
「250元利払の
取まとめ」参照



元金領収証書などの記載例

登録国債元金支払通知書

日付 4-6-9

償還期日	支払場所	〇〇証券 本店 御中	
4-6-20	9123001		

国債名称	記号	元金額	支払済印
利付国庫債券(20年)	第56回	円 *500,000,000	③ 4.6.20
登録番号	記名		
09123000	〇〇証券株式会社		

日本銀行業務局

店
印

元金領収証書番号
110220620000364

- 自店保管（保管期間5年）

登録国債元金領収証書

(通知書日付 4-6-9)

償還期日	支払場所	〇〇証券 本店	
4-6-20	9123001		

国債名称	記号	元金額	支払済印
利付国庫債券(20年)	第56回	円 *500,000,000	③ 4.6.20
登録番号	記名		
09123000	〇〇証券株式会社		

日本銀行 御中
左記登録国債の元金を領収しました。

領収日付 4.6.20

住所 東京都中央区日本橋本石町2丁目1-1

氏名 〇〇証券株式会社 代表取締役社長 甲野 太郎

印

元金領収証書番号
110220620000364

- ① 自店備付けの印鑑票と照合する。
- ② 印紙をちょう付したときは、届出印で消印させる。
- ③ 支払日付を表示する。

* このほか、課税事務にかかる事項を適宜の方法により記載することとしてよい。
(参考【課税手続】313)

ただし、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に定める個人番号をいう。以下同じ。）については、その利用および提供等が関係法令に基づき制限されているため、「250 元利払の取まとめ」において統轄店に送付する元金（利子）領収証書に記載してはならない。

利子領収証書などの記載例

登録国債利子支払通知書

日付 4-6-9

国債名称・記号	利子額(A)	税区分	所得税		地方税		差引支払額 (A-B-C)	支払場所
			税率	税額(B)	税率	税額(C)		
利付国庫債券(20年) 第56回	円 275,000	22	% 15.315	円 42,116	% 5.00	円 13,750	円 219,134	9123001 ○○証券本店 御中
利子額合計			所得税額合計		地方税額合計		差引支払額合計	記名 ○○証券株式会社
円 *275,000			円 42,116		円 13,750		円 ¥219,134	

支払期日	4-6-20
登録番号	61234560

支払済印
④ 4.6.20

資金請求額(A)	円 275,000
利子領収証書番号	200220620000623

日本銀行業務局 店印

- 自店保管 (保管期間 5 年)

登録国債利子領収証書

(通知書日付 4-6-9)

国債名称・記号	利子額	登録現在額	税区分	支払場所
利付国庫債券(20年) 第56回	円 275,000	千円 27,500	22	9123001 ○○証券 本店
利子額合計		千円 27,500	記名 ○○証券株式会社	
円 *275,000		千円 27,500	日本銀行 御中 左記登録国債利子を領収しました。	

支払期日	4-6-20
登録番号	61234560

領収日付	4.6.20
------	--------

印紙	③
----	---

支払済印
④ 4.6.20

利子領収証書番号	200220620000623
----------	-----------------

東京都中央区日本橋本石町 住所 2丁目1-1
○○証券株式会社
氏名 代表取締役社長 甲野 太郎

②

- ① 差引支払額欄に印字されていないものは、税率・税額・差引支払額・資金請求額 (利子額合計と同額となる。) を記載する。
- ② 自店備付けの印鑑票と照合する。
- ③ 印紙をちょう付したときは、届出印で消印させる。
- ④ 支払日付を表示する。

* このほか、課税事務にかかる事項を適宜の方法により記載することとしてよい。
(参考【課税手続】312)

ただし、個人番号については、その利用および提供等が関係法令に基づき制限されているため、「250 元利払の取まとめ」において統轄店に送付する元金(利子)領収証書に記載してはならない。

2 3 0

削除

誤 払 補 正

○ 元利金・所得税および地方税の補正は、次の方法により補正用の国債元利金支払票を作成し、請求者と精算する。

* 誤払補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債業務グループ。以下240において同じ。）へ適宜の方法により連絡のうえ手続を進める。

なお、誤払補正のうち、平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子（登録国債のときは同日以前の日を支払期日とする利子。以下同じ。）にかかる所得税の追徴額が1件（利子支払期ごと）1万円以上の場合には、統轄店から延滞税徴収の要否および徴収を要するときの手続が指示される。

⇒ 国債元利金受払報告表の補正・251④参照

平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の徴収額が過剰のとき（非課税分について徴収したときを含む。）

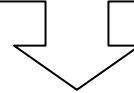
○ 平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の徴収額が過剰のとき（非課税分について徴収したときを含む。）の誤払補正は、240によらず、240の1により取扱う。この場合、国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書）に代えて、誤払の原因等を記載した適宜の所得税補正依頼書により払戻しを行う。

[補正方法一覧]

誤りの内容	支払票の作成要領	請求者との精算方法
<p>①支払期日未到来分または失効分の誤払のため、支払済証券類等の返送を受けたとき</p>	<p>○ 誤払の証券、利札、領収証書の元利金額、税額、税差引額について作成する。 ・枚数、金額は赤色で記載する。</p> <p style="text-align: right;">記載例 1 参照</p>	<p>○ 誤払の証券・利札・領収証書と引換えに、誤払の元利金支払額（利子について所得税、地方税を徴収しているときは税差引額）の全額をれい入させる。</p>
<p>②元利金の過剰払のとき (徴収税額の不足(徴収もれを含む。)による過剰払は後記⑤⑦に該当)</p>	<p>○ 過剰額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。</p> <p style="text-align: right;">記載例 2 参照</p>	<p>○ 過剰額をれい入させる。</p>
<p>③元利金の不足払のとき (徴収税額の過剰による不足払は後記④⑥に該当)</p>	<p>○ 不足額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。</p> <p style="text-align: right;">記載例 2 参照</p>	<p>○ 不足額を追加払する。</p>
<p>④平成28年1月1日以後の日を支払日とする利子(登録国債のときは同日以後の日を支払期日とする利子。以下同じ。)にかかる所得税、地方税の徴収額が過剰のとき(非課税分について徴収したときを含む。)</p>	<p>[所得税・地方税]</p> <p>○ 徴収税額の過剰額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。</p> <p style="text-align: right;">記載例 3 参照</p>	<p>○ 過剰額を払戻す。</p>
<p>⑤平成28年1月1日以後の日を支払日とする利子にかかる所得税、地方税の徴収額が不足のとき(徴収もれの時を含む。)</p>	<p>[所得税・地方税]</p> <p>○ 徴収税額の不足額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。</p> <p style="text-align: right;">記載例 3 参照</p>	<p>○ 不足額を追加徴収する。</p>
<p>⑥平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる地方税の徴収額が過剰のとき(非課税分について徴収したときを含む。)</p>	<p>[地方税]</p> <p>○ 徴収税額の過剰額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。</p> <p style="text-align: right;">記載例 5 参照</p>	<p>○ 過剰額を払戻す。</p>
<p>⑦平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税、地方税の徴収額が不足のとき(徴収もれの時を含む。)</p>	<p>[所得税]</p> <p>○ 徴収税額の不足額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。</p> <p style="text-align: right;">記載例 4 参照</p>	<p>○ 不足額を追加徴収する。</p>
	<p>[地方税]</p> <p>○ 徴収税額の不足額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。</p> <p style="text-align: right;">記載例 5 参照</p>	

- 上記①のとき
 - 支払期日未到来の証券類は、廃印を取消して請求者に返す。
 - ⇒ 142②参照・廃印の取消方法
 - 失効証券類は、なるべく提出させるよう取計らう。
 - ⇒ 420参照・失効証券類の取扱
- 誤払の支払票（登録国債のときは支払済の登録国債元金（または利子）支払通知書）と補正用の支払票との関連が明らかになるよう、双方の支払票の下部余白に次の表示をする。
 - 誤払の支払票……「〇年〇月〇日補正」の旨
 - 補正用の支払票…「〇年〇月〇日支払分補正」の旨および補正の事由・内容

以後の取扱は
「250元利
払の取まとめ」
参照



支払票の記載例 1——支払期日未到来分または失効分の誤払を補正するとき

〔設例 1〕 28年12月20日に支払った利札のなかに29年12月20日渡利付国庫債券(20年)第56回100万円券の利札2枚が混入していたことが判明したため、28年12月26日にその支払額をれい入させることとした。

書式No.320
国債元利金支払票

① ↓

請求者	住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1	番号札	1. 居住者 2. 内国法人 3. その他 ()
	氏名(名称) 甲野 太郎	税区分	

元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				合 計 金 額			
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 ()	枚	円	利 札 国債名称 (②)	円	円	円	枚	円	円	円
"			"	10,000	1,531	500	2	20,000	3,062	1,000
"			"				③			
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B) (イ)-(ロ)+(ハ)			

支払済印
⑤
28.12.26

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

資金請求額 (A+イ) 円
20,000

支払額 (A+B) 円
15,938

④ 28.12.20 支払分補正 (誤払れい入)

● 自店保管 (保管期間5年)

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ③ 枚数・金額は赤色で記載する。
 - 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、「所得税額」欄に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ④ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由を記載する。
- ⑤ れい入日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「28.12.26補正」と表示する。

支払票の記載例2——元利金の過剰払または不足払を補正するとき

〔設例2〕 28年3月22日取扱の利払において、利付国庫債券（20年）第32回10万円券の利札10枚18,600円（終期利子）を誤って、18,500円（半期利子）として支払っていたことが判明したため、28年3月25日に次のとおり差額80円を追加払することとした。終期利子の支払期は28年3月21日。

	(正当)	(誤り)	(補正額)
利子額	18,600円	18,500円	100円
所得税額	2,840	2,830	10
地方税額	930	920	10
税差引額	14,830	14,750	80
資金請求額	18,600	18,500	100

書式No.320

国債元利金支払票

請求者			番号札			税区分				
住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1			1. 居住者			2. 内国法人				
氏名(名称) 甲野 太郎			3. その他							
元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 ()	枚	円	利 札 国債名称 (②)	円	円	円	枚	円	円	円
"			"				100	10	10	
			"			③			④	
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B)	(イ)-(ロ)+(ハ)		80

支払済印 ⑥ 28.3.25

⑤ 28.3.22 支払分補正(追加払)
(注意)記載が1行のときは、計の記載を要しない。

	(正)円	(誤)円
利子額	18,600	18,500
所得税額	2,840	2,830
地方税額	930	920
支払額	14,830	14,750
資金請求額	18,600	18,500

資金請求額 (A+イ) 円 100

支払額 (A+B) 円 80

● 自店保管（保管期間5年）

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ③ 1枚当りの金額、枚数は記載を要しない。
- ④ 金額は黒色で記載する。
 - 過剰払によるれい入のときは、金額を赤色で記載する。
 - 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、「所得税額」欄に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
 - 過剰払によるれい入のときは、補正の事由を「(れい入)」と記載する。
 - 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ⑥ 追加払（またはれい入）日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「28.3.25補正」と表示する。

支払票の記載例3——平成28年1月1日以後の日を支払日とする利子にかかる
所得税額、地方税額の過剰または不足を補正するとき

〔設例3〕 28年12月20日取扱の利払において、利付国庫債券（20年）第56回100万円券の利札3枚について所得税15.315%を誤って20%で計算していたことが判明したため、28年12月26日に次のとおり差額1,407円を払戻すこととした。

	(正当)	(誤り)	(補正額)
利子額	30,000円	30,000円	—円
所得税額	4,593	6,000	△1,407
地方税額	1,500	1,500	—
税差引額	23,907	22,500	1,407
資金請求額	30,000	30,000	—

書式No.320

国債元利金支払票

請求者 住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1 氏名(名称) 甲野 太郎	番号札	税区分 1. 居住者 2. 内国法人 3. その他 ()	元 金		利 子				② 支払済印 ⑥ 28.12.26		
			種別	枚数	金額	1枚当りの金額				合計金額	
証 国債名称 ()	枚	円	種別 利 国債名称 ()	枚数	金額	金額	金額	枚数	金額	金額	金額
" ()			" ()								
減額失利賦札 元利金(償還金) 領収証書			" ()								
賦 札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額					(B)	(イ)-(ロ+ハ)		

⑤ 28.12.20 支払分補正 (過剰税額払戻)
(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

利子額	30,000	30,000
所得税額	4,593	6,000
地方税額	1,500	1,500
支払額	23,907	22,500
資金請求額	30,000	30,000

④ 資金請求額 (A+イ) 円

③ 支払額 (A+B) 円 1,407

- 自店保管 (保管期間5年)
 - ① 税区分欄は適宜使用してよい。
 - ② この欄は記載を要しない。
 - ③ 金額は黒色で記載する。
 - 徴収税額の不足による追加徴収のときは、金額を**赤色**で記載する。
 - 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、復興特別所得税を含む金額を記載する。
 - ④ 資金請求額欄は記載を要しない。
 - ⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
 - 徴収税額の不足による追加徴収のときは、補正の事由を「(不足税額追加徴収)」と記載する。
 - 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。
 - ⑥ 払戻し (または追加徴収) 日付を表示する。
- * 誤払分の支払票の下部余白に「28. 12. 26補正」と表示する。
* 地方税額にかかる補正のときも本記載例に準じて作成する。

支払票の記載例 4——平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税額の不足を補正するとき

〔設例4〕 27年12月21日取扱の利払において、利付国庫債券（20年）第56回100万円券の利札2枚について所得税15.315%を誤って15%で計算していたことが判明したため、28年1月4日に次のとおり差額62円を追加徴収することとした。

	(正当)	(誤り)	(補正額)
利子額	20,000円	20,000円	—円
所得税額	3,062	3,000	62
地方税額	1,000	1,000	—
税差引額	15,938	16,000	△62
資金請求額	16,938	17,000	△62

書式No.320
国債元利金支払票

①

請求者 住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1 氏名(名野) 甲野 太郎	番号札	税区分	1. 居住者
			2. 内国法人
			3. その他 ()

元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 ()	枚	円	種 別 国債名称 ()	利 子 額 円	所 得 税 額 円	地 方 税 額 円	枚 数 枚	利 子 額 円	所 得 税 額 円	地 方 税 額 円
"			"							
"			"							
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B) (イ)-(ロ)+(ハ)			

② 支払済印
⑤ 28.1.4

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。④27.12.21 支払分補正(不足税額追加徴収)

	(正)円	(誤)円
利子額	20,000	20,000
所得税額	3,062	3,000
地方税額	1,000	1,000
支払額	15,938	16,000
資金請求額	16,938	17,000

③

資金請求額 (A+イ) 円 62

支払額 (A+B) 円 62

● 自店保管（保管期間5年）

① 税区分欄は適宜使用してよい。

② この欄は記載を要しない。

③ 金額は赤色で記載する。

● 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。

④ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。

● 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。

⑤ 追加徴収日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「28. 1. 4 補正」と表示する。

支払票の記載例5——平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる地方税額の過剰または不足を補正するとき

〔設例5〕 27年12月21日取扱の利払において、利付国庫債券（20年）第56回100万円券の利札2枚について地方税5%を誤って3%で計算していたことが判明したため、28年1月4日に次のとおり差額400円を追加徴収することとした。

	(正当)	(誤り)	(補正額)
利子額	20,000円	20,000円	—円
所得税額	3,062	3,062	—
地方税額	1,000	600	400
税差引額	15,938	16,338	△400
資金請求額	16,938	16,938	—

書式No.320

国債元利金支払票

請求者 住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
氏名(名称) 甲野 太郎

番号札 ①
税区分 1. 居住者
2. 内国法人
3. その他

元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				合 計 金 額			
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 ()	枚	円	利 札 国債名称 ()	円	円	円	枚	円	円	円
"			"							
"			"							
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B) (イ)-(ロ+ハ)			

② 支払済印 ⑥ 28.1.4

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

⑤ 27.12.21 支払分補正(不足税額追加徴収)

	(正)円	(誤)円
利子額	20,000	20,000
所得税額	3,062	3,062
地方税額	1,000	600
支払額	15,938	16,338
資金請求額	16,938	16,938

④ 資金請求額 (A+イ) 円

支払額 (A+B) 円 ③ 400

● 自店保管（保管期間5年）

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② この欄は記載を要しない。
- ③ 金額は赤色で記載する。
 - 徴収税額の過剰による払戻しのときは、金額を黒色で記載する。
- ④ 資金請求額欄は記載を要しない。
- ⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
 - 徴収税額の過剰による払戻しのときは、補正の事由を「(過剰税額払戻)」と記載する。
- ⑥ 追加徴収（または払戻し）日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「28. 1. 4 補正」と表示する。

障害者等少額貯蓄非課税等の 利子にかかる所得税の払戻し

障害者等非課税制度対象者が死亡したことに伴い、振込国債の利子（支払期日が平成27年12月31日以前であるものに限る。以下240の1において同じ。）にかかる所得税の払戻しを行うときは、事前に統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債業務グループ。以下240の1において同じ。）に連絡のうえ、【課税手続】330によるほか、次のとおり取扱う。

⇒ 【課税手続】330 障害者等少額貯蓄非課税等の適用を受ける利子にかかる所得税の分ち計算 参照

* 国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書）のうち追徴にかかるものは、受け付けることができない。

事務手順	取扱要領
①依頼書の受付・送付	○ 【課税手続】330により、所得税の還付請求にかかる適宜の依頼書（以下「依頼書」という。）および所得税の還付請求にかかる明細書（以下「明細書」という。）が提出された場合には、【課税手続】330により、提出書類を確認のうえ写を作成し、本書を統轄店に送付する。
②統轄店からの連絡の受付	○ 統轄店から次の内容の連絡を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の還付が決定した旨 ● 所得税の払戻し可能日 ● 所得税還付金額 ● 自社において所得税の払戻しを行った後、後記④により国債振替決済制度の参加者から提出を受ける精算請求書（日付欄の記載および責任者の記名・押印または署名がされたもの）を速やかに統轄店に提出すること <p>* 国債元利金支払取扱店における参加者への所得税の払戻しは、日本銀行が日本橋税務署から還付金を受領後に可能となる。当該還付金を日本銀行が受領した日を所得税の払戻し可能日とする（以下240の1において同じ。）。</p> <p>* 統轄店から上記連絡を受けるまでには相応の期間を要する見通し。</p>

③参加者への連絡

- 統轄店から所得税の還付が決定した旨等の連絡を受けた場合には、参加者に次の内容を連絡する。
 - 所得税の払戻し可能日
 - 所得税還付金額
 - 所得税の払戻し可能日以後、速やかに、精算請求書（日付欄の記載および責任者の記名・押印または署名がされたもの）を提出すること

[所得税の払戻し可能日以後の取扱]

④精算請求書の受付・確認

- 参加者から精算請求書が提出された場合には、次のことを確かめる。
 - 日付欄に記載されている日付が所得税の払戻し可能日以後となっているか
 - 参加者または間接参加者の名称が表示されているか
 - 責任者の記名・押印または署名がされているか
 - 前記①において提出された明細書と記載内容が同じであるか

⑤国債元利金支払票の作成

- 精算請求書により国債元利金支払票を作成する。
 - 支払票には次のとおり記載する。

請求者欄…参加者の名称を記載する（住所の記載は要しない。）。

支払額欄…精算請求書に記載されている『資金請求額（領収金額）』（所得税（利子支払期日が平成25年1月1日以後である場合には、復興特別所得税を含む。）の払戻額）を記載する。

資金請求額欄

…この欄は記載を要しない。

下部余白…「振込分税額精算」と記載する。

支 払 票 記載例参照

* 利子支払後に税額の追徴を要する事例が生じたときは、参加

⑥支払など

者に対し、日本銀行に直接照会するよう伝える。

* 地方税については、参加者または間接参加者が自ら処理することとなる。

- 前記⑤により作成した支払票に記載した支払額を支払う。
- 支払票および精算請求書の支払済欄に支払日付を表示する。
 - 請求者から支払の内訳を求められたときは、通常の場合と同様に取扱う。

⑦精算請求書の送付など

- 精算請求書の（写）を作成し、本書を統轄店に送付する。

* 統轄店への本書の送付は、前記⑥の支払以後、速やかに行う（当該所得税の払戻しにかかる国債元利金受払報告表および国債利子内訳表の作成は要しない。）。

* 精算請求書の本書が統轄店に到着後、所得税の還付金相当額が統轄店における当該国債元利金支払取扱店引受金融商品取引業者等の当座勘定に振込まれる。

- 精算請求書の（写）は、前記①により作成した依頼書および明細書の（写）とともに、支払票に添付して、保管（保管期間5年）する。

支払票の記載例

〔設例〕 国債名称・記号：利付国庫債券（20年）第56回 死亡日：27年12月1日
 額面金額：100万円 課税期間：19日
 利率：2.0%（利子額10,000円） 利子計算期間：183日
 利子支払期日：27年12月20日 還付金の支払日：28年5月11日

書式No.320

国債元利金支払票

請求者	住所 ①	番号札	税区分 ③							
	氏名(名称) 〇〇証券 ②		1. 居住者	2. 内国法人	3. その他 []					
元 金		利 子								
種 別	枚数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利子額	所得税額	地方税額	枚数	利子額	所得税額	地方税額
証 券 国債名称 ()	枚	円	利 札 国債名称 ()	円	円	円	枚	円	円	円
"			"							
"			"							
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額			(B) (イ)-(ロ+ハ)				

④ 支払済印
⑧ 28.5.11

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

⑤ 資金請求額 (A+イ) 円

⑦ 振込分税額精算

⑥ 支払額 (A+B) 円 1,373

● 自店保管（保管期間5年）

- ① 住所の記載は要しない。
- ② 参加者の名称を記載する。
- ③ 税区分欄は適宜使用してよい。
- ④ この欄は記載を要しない。
- ⑤ 資金請求額欄は記載を要しない。
- ⑥ 精算請求書に記載されている資金請求額（領収金額）を記載する。
- ⑦ 「振込分税額精算」と記載する。
- ⑧ 還付金の支払日付を表示する。

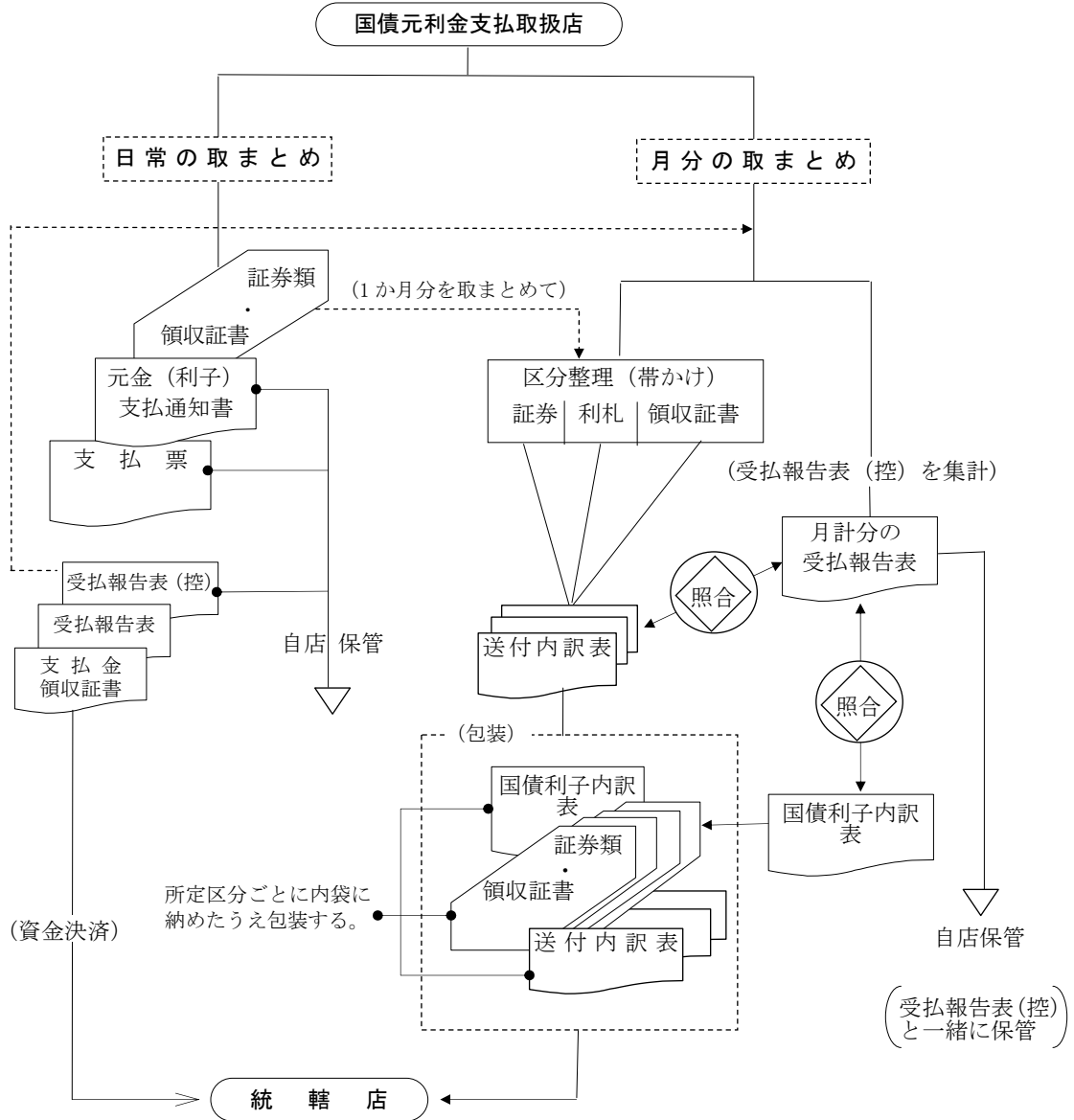
元利払の取まとめ

国債元利金支払取扱店における元利払の取まとめ事務には、①支払取扱店が取扱った国債元利払資金を統轄店との間で決済するため、元利金の受払額を1日分ごとに取まとめて統轄店に報告する事務と、②資金決済が行われた支払済の証券・利札および領収証書を1月分ごとに整理して統轄店に送付する事務とがある。

この手続では、①の事務を「日常の取まとめ」、②の事務を「月分の取まとめ」として区分し、それぞれに必要な取扱要領を定めている。

あらかし

「210無記名国債証券の元利払」、「220登録国債の元利払」から続く



- 日々の元利金の受払額を取まとめ、支払金について統轄店との決済を行う。
- 支払済の証券類・領収証書は自店に保管しておき、支払月分ごとに取まとめて統轄店へ送付する。

251 日常の取まとめ

事務手順	取扱要領
① 国債元利金受払報告表の作成	<p data-bbox="512 412 1402 533">○ 国債元利金支払票・登録国債元金（または利子）支払通知書などにより、支払月分ごとに、日々の元利金の受払額を集計し、受払報告表を2通作成する。</p> <div data-bbox="1214 555 1401 629" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受払報告表 記載例参照</div> <div data-bbox="584 701 1307 1003" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p data-bbox="600 719 735 752">支払月とは</p><ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="624 775 1114 808">●元利金を支払った日の属する月をいう。 <li data-bbox="624 860 1278 992">●誤払補正による受払額の場合は、所得税不足額の補正分については税の追徴を行った日の属する月をいい、その他の補正分については当初の支払日の属する月をいう。</div> <p data-bbox="533 1167 1402 1245">● 誤払補正のうち、次に掲げるものについては、受払報告表の作成を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="596 1267 1402 1379">・ 平成28年1月1日以後の日を支払日とする利子にかかる所得税徴収額の過不足による補正（払戻しおよび追加徴収）<li data-bbox="596 1406 1402 1485">・ 平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税徴収額の過剰による補正（払戻し）<li data-bbox="596 1512 1402 1585">・ 地方税徴収額の過不足による補正（払戻しおよび追加徴収）

受払報告表の記載例 — 一般例

〔設例〕 次の元利金の支払があったとき

- 利付国庫債券（20年）第56回10万円券2枚 200,000円
- 利付国庫債券（20年）第56回10万円券利札5枚 5,000円

書式 No.400
 注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
 2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

①
国債元利金受払報告表

② (日付) (店名) (店印)

28.1.20 ○○証券本店

③ (1月支払分)

④ 受	摘 要	⑤ 払
円	① 元 金	200,000 円
	② 買上代金 (国債名称)	

利 子	(追徴)	(払戻)
所得税過不足額		5,000
③ 差引利子受払額		5,000

合 計 (① + ② + ③)	205,000
--------------------	---------

- ① 作成の区分・通数
支払月分ごとに、それぞれ2通作成。うち1通（店印を押す。）は統轄店へ送付し、1通は自店に保管（保管期間1年）する。
- ② 作成日を記載する。
- ③ 支払月を記載する。
- ④ 受欄には次の金額を記載する。
 - 誤払補正のためれい入させた元利金の額
⇒ [補正方法一覧]
受払報告表の記載例4参照
 - 平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の不足額を補正するため追徴した税額
⇒ [補正方法一覧]
受払報告表の記載例5参照
- ⑤ 払欄には次の金額を記載する。
 - 通常の元利金支払額
 - 誤払補正のため追加払した元利金の額
⇒ [補正方法一覧]
受払報告表の記載例3参照
- ⑥ すべての元金を記載する。
- ⑦ 国債元利金支払取扱店事務には関係しない。
- ⑧ 税込利子額を記載する。
- ⑨ 所得税の不足だけを補正したときの税の追徴額（受）を記載する。
- ⑩ ⑧の額を記載する（ただし、受欄において所得税の不足額を補正するための追徴があるときは、その額を加えた額）。
- ⑪ 利子は、差引利子受払額による。

② 支払済証券類等の整理保管

○ 支払済証券類等は、支払済証券・支払済利札・支払済領収証書ごとに区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて、後記252の月分取まとめ事務を行うときまで金庫に格納保管する。

なお、月初においては、当月支払分と前月支払分の双方を保管する場合があるが、この場合は、それぞれの支払月分ごとに区分しておく。

○ 袋類には、保管する支払済証券類等の現在高を表示する。

袋表示の記載例

支 払 済 利 札 （支払月6月）				
6 年		現 在 高		確 認 印
		枚 数	金 額	
6	1	1	3, 500	㊟
	10	2	7, 000	㊟
	15	4	11, 500	㊟
	20	14	83, 500	㊟

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、次の金額により記載する。
 支払済証券 額面金額
 支払済利札 利札の券面金額
 支払済領収証書 領収証書の金額
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。

③ 支払金の決済
イ、国債元利支払
金領収証書の
作成

- 前記①により作成した受払報告表の払欄合計額から受欄合計額を差引いた金額について、支払金領収証書を作成する。
 - * 受払報告表が2枚以上にわたるときは、その合計額により支払金領収証書を作成する。
 - * 受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超えるときは、支払金領収証書を作成しない。

支払金領収証書の記載例

書式 No.401

国債元利支払金領収証書

(日付) 6.6.21 ← ●統轄店への提出日を表示する。

日本銀行〇〇支店
御中

(店名) 〇〇証券 本店 店印

店印

国債元利支払金として下記の金額を領収しました。

¥261,200円

口、決 済

④ 受払報告表の補正

- 統轄店との支払金の決済は、次の方法による。
 - * 支払金の決済は、その支払月分の支払済証券類等を統轄店へ送付する日までに完了するよう注意する。
 - 支払金額収証書に受払報告表を添えて統轄店へ提出し、自社当座勘定へ振込みを受ける。
 - 誤払補正のため受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超えるときは、差額相当額の統轄店あて当座小切手（日銀チェック）または現金に受払報告表を添えて統轄店に払込む。
 - 受払報告表の受欄合計額と払欄合計額が同一金額のときは、受払報告表だけを統轄店へ提出する。

 - 統轄店へ提出した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に誤りがあったときは、次の受払報告表をそれぞれ2通作成する。
 - 誤払補正のうち、平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の追徴があった場合には、補正用の国債元利金支払票に基づき受払報告表を作成し、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。
- ⇒支払票・240 [支払票の記載例4](#)参照
⇒受払報告表・251 [④受払報告表の記載例5](#)参照
- 受払報告表2通のうち、1通（店印を押す。）は統轄店へ提出し、1通は「控」として自店に保管（保管期間1年）する。
 - * 支払金の決済を要するときは、前記③の取扱をすることとなる。
 - * 補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債業務グループ）へ適宜の方法により連絡のうえ手続きを進めるのがよい。

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	受払報告表の作成要領	
<p>① 支払月分の誤りのとき</p>	<p>○誤りを取消するための受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、支払月の誤りに該当する金額について、すべて受払を逆に記載する。 (支払月欄には誤りの支払月を記載する。) 	<p>○正当分の受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支払月欄に正当な支払月を記載し、該当する金額を誤り分の受払報告表と同じ受払欄に記載する。
<p>記載例 1 参照</p>		
<p>② 摘要項目の誤りのとき</p>	<p>○誤りを取消するための受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、摘要項目の誤りに該当する金額について、受払を逆に記載する。 	<p>○正当分の受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●該当する金額を正当な摘要項目の受払欄に記載する。
<p>記載例 2 参照</p>		
<p>③ 受払額の誤り〔請求者との受払額そのものに誤りがあるときは、前記 2 4 0 の手続きをあわせて行う。〕</p>		
<p>イ、正当受払額より少なく報告していたとき</p>	<p>○受払額を追加するための受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●追加する受払額を該当摘要項目の受払欄に記載する。 	
<p>記載例 3 参照</p>		
<p>ロ、正当受払額より多く報告していたとき</p>	<p>○受払額を減額するための受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、減額する金額について受払を逆に記載する。 	
<p>記載例 4 参照</p>		
<p>④平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の徴収額が不足のとき</p>	<p>〔前記 2 4 0 〔補正方法一覧〕 ⑦ の手続きをあわせて行う。〕</p> <p>○所得税額を追加するための受払報告表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●追徴した所得税額を所得税過不足額の受欄（追徴）に記載する。 	
<p>記載例 5 参照</p>		

受払報告表の記載例 1 — 支払月の誤り

〔設例〕 28年2月1日に2月支払分として報告していた次の受払報告表のうち、「元金200,000円」は1月支払分であったため2月3日に補正。

* 受払月区分の誤りのため取消分と正当分を別葉に作成することとなる。

誤り分

<small>書式 No.400</small> <small>注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（額払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。</small> <small>2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。</small>		
国債元利金受払報告表		
(日付)	(店名)	店 印
28. 2. 1	〇〇証券本店	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 店 印 </div>
20900 <small>国債元利金支払取扱店番号</small>		
(2 月支払分)		
受	摘 要	払
円	① 元 金	円
		200,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	利 子	41,000
	所得税過不足額 (私戻)	/
	③ 差引利子受払額	41,000
	合 計	241,000
	(① + ② + ③)	

誤り分と同じ支払月を記載する

取消分

<small>書式 No.400</small> <small>注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（額払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。</small> <small>2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。</small>		
国債元利金受払報告表		
(日付)	(店名)	店 印
28. 2. 3	〇〇証券本店	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 店 印 </div>
20900 <small>国債元利金支払取扱店番号</small>		
(2 月支払分)		
受	摘 要	払
円	① 元 金	円
200,000		
	② 買上代金 (国債名称)	
	利 子	41,000
	所得税過不足額 (私戻)	/
	③ 差引利子受払額	41,000
	合 計	241,000
	(① + ② + ③)	

取消分と同じ支払月を記載する

<small>書式 No.400</small> <small>注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（額払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。</small> <small>2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。</small>		
国債元利金受払報告表		
(日付)	(店名)	店 印
28. 2. 3	〇〇証券本店	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 店 印 </div>
20900 <small>国債元利金支払取扱店番号</small>		
(1 月支払分)		
受	摘 要	払
円	① 元 金	円
		200,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	利 子	41,000
	所得税過不足額 (私戻)	/
	③ 差引利子受払額	41,000
	合 計	200,000
	(① + ② + ③)	

誤り分と同じ払欄に記載する。

元金20万円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な支払月を記載する。

受払報告書の記載例2 —— 摘要項目の誤り

〔設例〕 28年10月4日支払分の「利子1,500,000円」を「元金」として報告していたため、10月7日に補正。

* 支払月が同一のため取消分と正当分を同じ受払報告書に記載することとなる。

誤り分

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告書

(日付) (店名) (店印)
28.10.4 ○証券本店 (印) 20900

(10月支払分)

受	摘要	払
円	①元金	円 1,500,000
	②買上代金(国債名称)	

利子		
(追徴)	所得税過不足額	(払戻)
	③差引利子受払額	

	合計	
	(①+②+③)	1,500,000

150万円を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

取消しと正当分

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告書

(日付) (店名) (店印)
28.10.7 ○証券本店 (印) 20900

(10月支払分)

受	摘要	払
円 1,500,000	①元金	円
	②買上代金(国債名称)	

利子		
(追徴)	所得税過不足額	(払戻) 1,500,000
	③差引利子受払額	1,500,000

1,500,000	合計	1,500,000
	(①+②+③)	

正当な摘要項目の払欄に記載する。

受払報告表の記載例3 — 受払額の誤り

〔設例〕 28年6月20日に報告していた次の受払報告表のうち、「利子36,000円」は正当な金額より5,000円少なく報告していたため6月23日に補正。

誤り分

書式 No.400

注意 1. かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名) (店印)

28.6.20 ○○証券本店 店印
店
印

20900 国債元利金支払取扱店番号

(6月支払分)

受	摘要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 (国債名称)	

	利 子	
(追徴)	所得稅過不足額 (私戻)	36,000
	③ 差引利子受払額	36,000

	合 計	
	(① + ② + ③)	236,000

追加分

書式 No.400

注意 1. かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告

(日付) (店名)

28.6.23 ○○証券本店

(6月支払分)

受	摘要	払
円	① 元 金	
	② 買上代金 (国債名称)	

	利 子	
(追徴)	所得稅過不足額 (私戻)	5,000
	③ 差引利子受払額	5,000

	合 計	
	(① + ② + ③)	5,000

追加金額だけ記載する。

受払報告表の記載例 4 — 受払額の誤り

〔設例〕 28年6月20日に報告していた次の受払報告表のうち、「利子51,000円」は正当な金額より10,000円多く報告していたため6月23日に補正。

誤り分

書式 No.400

注意 1. かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告表

(日 付) (店 名) (店 印)

28. 6. 20 ○○証券本店

(6 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 (国債名称)	

減額分

書式 No.400

注意 1. かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告表

(日 付) (店 名) (店 印)

28. 6. 23 ○○証券本店

(6 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 (国債名称)	

利 子	51,000
所得稅過不足額 (私 戻)	
③ 差引利子受払額	51,000
合 計 (① + ② + ③)	251,000

→ 10,000 (追徴)	利 子	
	所得稅過不足額 (私 戻)	
→ 10,000	③ 差引利子受払額	
10,000	合 計 (① + ② + ③)	

減額する金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

受払報告表の記載例 5

平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税額の不足を補正するとき

〔設例〕 27年12月22日取扱の利払における所得税額の不足を補正するため、差額62円を追加徴収したとき

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名) 店印

28. 1. 20 ○○証券本店

店
印

20900

国債元利金支払取扱店番号

(1月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 (国債名称)	

	利 子	
(追徴) → 62	所得 税 過 不 足 額	(払戻)
62	③ 差 引 利 子 受 払 額	

62	合 計 (① + ② + ③)	
----	--------------------	--

(追徴額内訳) 27年12月22日支払分 62円 ←

平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税額の不足を補正するため追徴した税額（復興特別所得税が課される場合には、復興特別所得税を含む。）を記載する。

利子の当初支払日および金額の内訳を記載する。

252 月分の取まとめ

事務手順	取扱要領
① 国債元利金受払報告表の集計	<ul style="list-style-type: none">○ 支払月分ごとに日々の受払報告表「控」を取まとめ、摘要項目別の受払額を集計し、月計分の受払報告表を作成する。○ 月計分の受払報告表は、上部余白に「月計分」と表示し、日々の受払報告表「控」と一緒につづり込む。○ 当該支払月分の受払報告表が1枚のときは、その上部余白に「月計分」と表示し、月計分の作成を省略する。○ 月計分の受払報告表を作成した後に、前記251④の補正のため当該支払月分の受払報告表を作成したときは、その受払額を追加した月計分の受払報告表を作成する。(前に作成した月計分の受払報告表と同様、上部余白に「月計分」と表示し、当該支払月分の受払報告表と一緒につづり込む。)
② 国債利子内訳表の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 支払月分ごとに利子(税込額)の内訳を取まとめ、国債利子内訳表を作成し、その利子額を合計した額を前記月計分の受払報告表に記載の利子額(税込額)と照合する。<ul style="list-style-type: none">● 税込利子額による。● 補正による受入額があるときは、これを差引いた金額による。従って、この表の利子額を合計した額は、前記月計分の受払報告表の「利子」欄に記載した受払額の差額と一致する。

国債利子内訳表の記載例

書式No. 384
 注意 1. かつこ書の月分は、利子を支払った日の属する月を記載すること。
 2. 税込利子額により記載すること。なお、誤払補正による受入額があるときは、これを差引いた金額により記載すること。

国債利子内訳表

日本銀行〇〇支店 (日付) 28.4.1 店印
 御中 (店名) 〇〇証券本店 店印

支払月を記載する。 → (3月支払分)

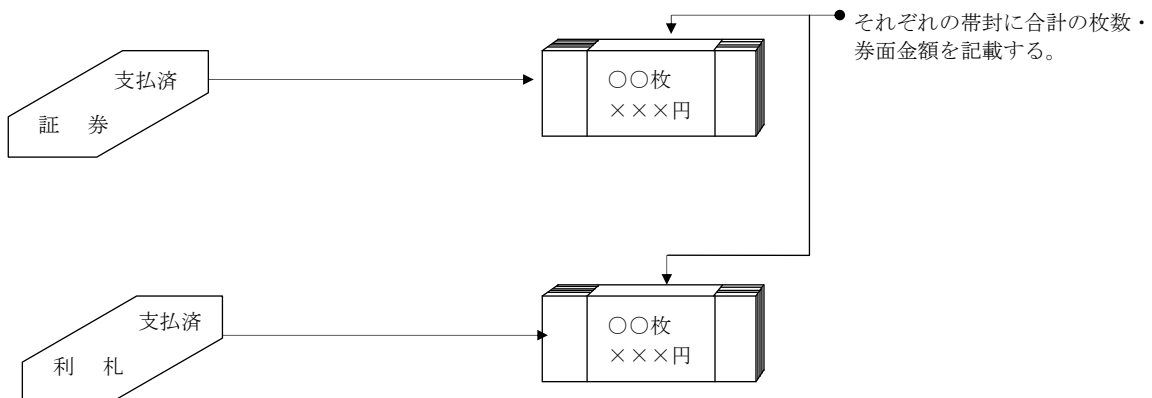
	居住者・内国法人	非居住者・外国法人
利子額	903,600	
所得税徴収額	15,537	

平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の不足を補正した額を記載する。 →

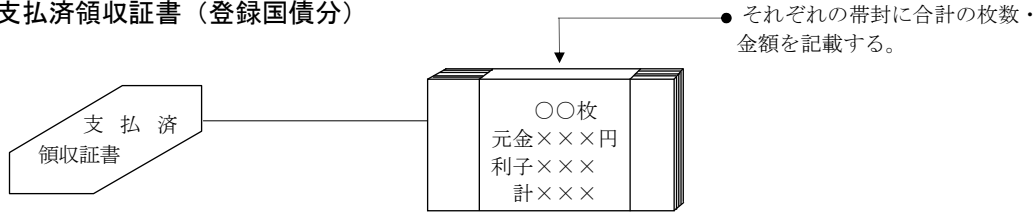
③ 支払済証券類等の整理

○ 支払済証券類等を支払月分ごとに取まとめ、次のとおり区分して帯封をかけ、帯封上に枚数・金額を記載する。

●支払済証券類（機械化分）



● 支払済領収証書（登録国債分）



* 証券・利札について整理の必要から定量の束を作るときは、上記区分ごとに同一金額（国債名称別にそろえる必要はない）のものを100枚ごとに束ね、これをさらに500枚または1,000枚ごとに束ねる。

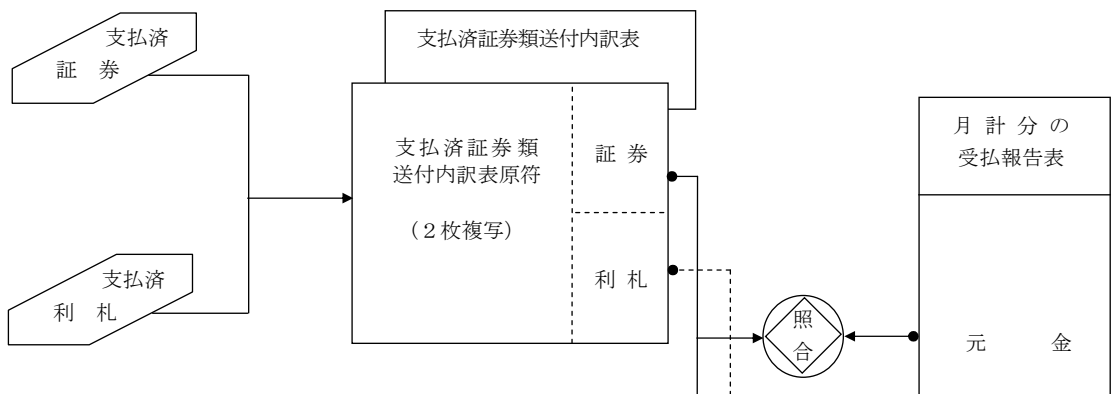
なお、定量分（100枚・500枚・1,000枚）は、帯封に代えゴム輪を使用してよいほか、枚数・金額の記載を省略してよい。

④ 支払済証券類送付内訳表などの作成と点検

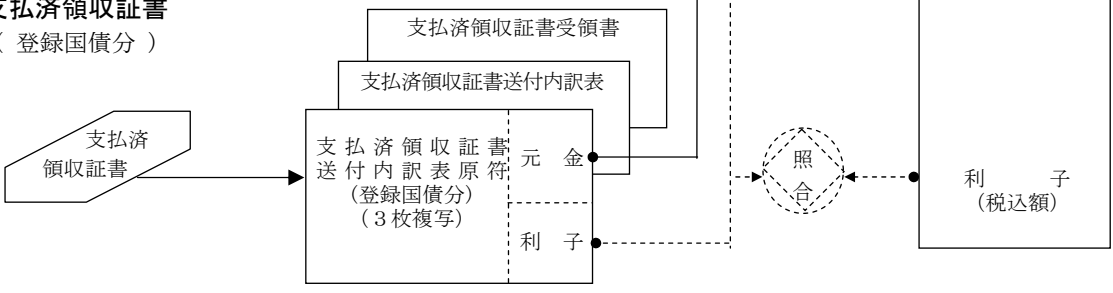
○ 支払済証券類等により、次のとおり支払済証券類送付内訳表などを作成し、その金額を前記①により作成した月計分の受払報告表の金額（受払額の差額）と照合する。

送付内訳表と月計分受払報告表との照合

● 支払済証券類（機械化分）



● 支払済領収証書（登録国債分）



送付内訳表の記載例 1 — 支払済証券類（機械化分）のとき

2枚複写

書式No.381

支払済証券類送付内訳表 (日付) 28. 10. 5

取扱店番号 20900

支払月 28年9月

仕出 ○○証券 本店

あて先 日本銀行業務局 御中 (統轄店経由)

店印

書式No.381

支払済証券類送付内訳表原符 (日付) 28. 10. 5

取扱店番号 20900

支払月 28年9月

仕出 ○○証券 本店

あて先 日本銀行業務局 御中 (統轄店経由)

証	区 分	枚 数	金 額
券	利付国債	15	15000000円

利	区 分	枚 数	金 額
札	無記名国債	91	2493750円

数	金 額
15	15000000円

枚 数	金 額
91	2493750円

他の送付内訳表と一緒に内袋に納め、統轄店に送付する。

送付内訳表の記載例2 — 支払済領収証書（登録国債分）

3枚複写

書式No.382

支払済領収証書受領書
(登録国債分) (送付内訳表) 28.7.5
(日付)

取扱店番号 店印
209000

あて先 ○○証券 本店

支払月

書式No.382

支払済領収証書送付内訳表
(登録国債分) 28.7.5
(日付)

取扱店番号 店印
209000

仕出 ○○証券 本店

書式No.382

支払済領収証書送付内訳表原符
(登録国債分) 28.7.5
(日付)

取扱店番号 店印
209000

仕出 ○○証券 本店

支払月
2806

あて先 日本銀行業務局 御中
(統轄店経由)

元	区分	枚数	金額
	利付国債	6	25500000
①	国際通貨基金通貨代用証券		
	合計	6	25500000

利子	区分	枚数	金額
	利付国債等	104	1196477

額 5500000

額 5500000

額 196477

額 196477

店印

③

②

- ① 国債元利金支払取扱店事務には関係しない。
- ② 他の送付内訳表と一緒に内袋に納め、統轄店へ送付する。
 - 業務局（統轄店経由）から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ③ 業務局が受領日付を表示し、店印を押す。

支払済証券類受領書の例示

(日付) 28.10.17

支 払 済 証 券 類 受 領 書
(28 年 09 月支払分)

〇〇証券本店 御中
(取扱店番号 20900)

日本銀行業務局
(統轄店経由)

店
印

(単位 枚、円)

証 券	区 分	枚 数	金 額
	利 付 国 債	1 5	1 5, 0 0 0, 0 0 0

利 札	区 分	枚 数	金 額
	無 記 名 国 債	9 1	2, 4 9 3, 7 5 0

(統轄店コード) 〇〇

店印は印刷（黒色）されている。

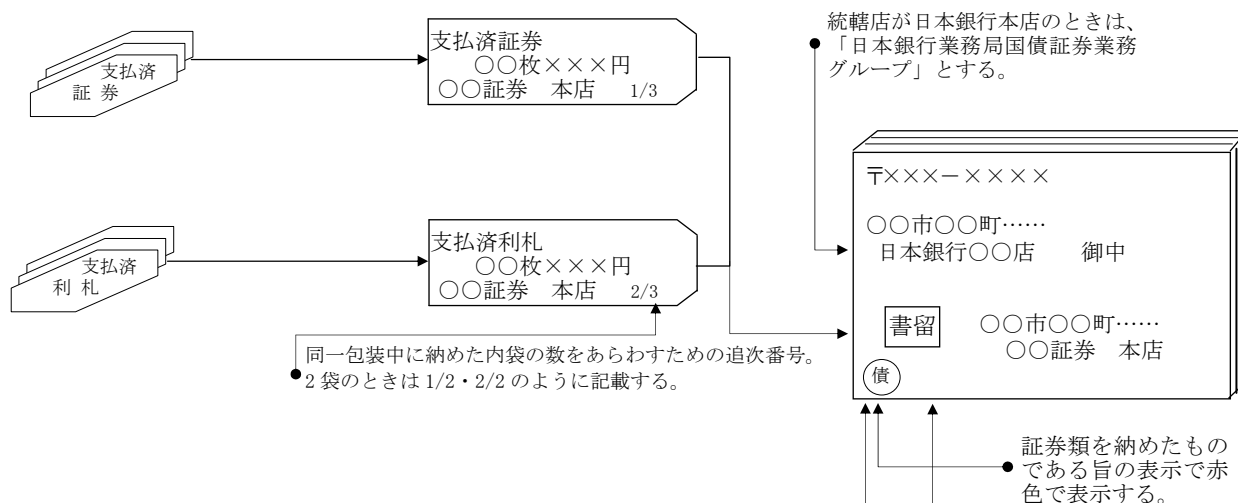
- 業務局（統轄店経由）から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。

⑤ 支払済証券類等の袋入れ

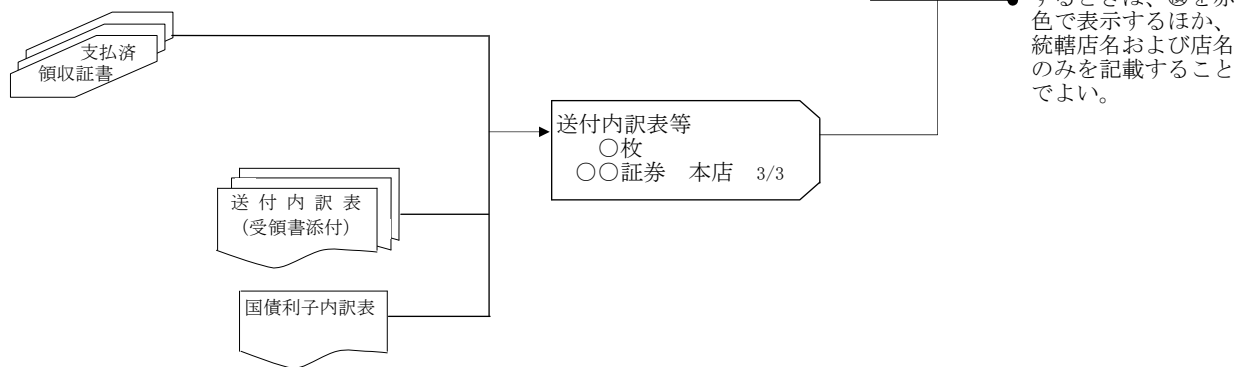
- 支払済証券類等を次のとおり区分して内袋に納め、その表面に枚数・金額・店名などを記載する。
- 上記内袋を取まとめて包装し、その表面に㊦と赤色で表示する。

支払済証券類等の袋入れ区分・表示例

● 支払済証券類（機械化分）



● 支払済領収証書（登録国債分）等



◇証券類袋入れの限度◇

1袋に納める証券類の枚数は、証券は2,000枚を限度とし、利札は5,000枚を限度とする。

⑥ 支払済証券類等の送付

○ 前記⑤により包装した支払済証券類等は、書留郵便（一般書留）など確実な方法により、支払月の翌月初第3営業日までに統轄店あて発送する。

* 統轄店の窓口へ提出してもよい。

⑦ 国債証券類受付書などの受理

○ 統轄店から国債証券類受付書の交付を受けたときは、これを送付内訳表原符に添付する。

* 統轄店経由で送付を受けた支払済証券類等は、業務局が内容を調査確認したうえ支払済証券類受領書などを送付（統轄店経由）するので、支払済証券類等を統轄店で受付けた旨を連絡するため、取あえず国債証券類受付書を交付する。

国債証券類受付書の例示

国債証券類受付書							
(日付) 6.7.5							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">摘 要</th> <th style="width: 50%;">括 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年 月分 支払済の証券類</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(支払済領収証書)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	摘 要	括 数	平成 年 月分 支払済の証券類	3	(支払済領収証書)	2	
摘 要	括 数						
平成 年 月分 支払済の証券類	3						
(支払済領収証書)	2						
受 付 日 平成 6 年 7 月 5 日							
店 名 ○○証券 本店							
<p>上記国債証券類は、鑑査未了のためとりあえず本書を交付します。 なお、鑑査の結果、送付内訳表の枚数および金額と相違ないときは、受領書を交付します。</p>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 日本銀行 ○○ 店 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> <small>店 印</small> 店 印 </div> </div>							

○ 業務局（統轄店経由）から支払済証券類受領書などの送付を受けたときは、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。